

大口町告示第9号

大口町高齢者後付け安全運転支援装置設置促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月15日

大口町長 鈴木雅博

大口町高齢者後付け安全運転支援装置設置促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町高齢者後付け安全運転支援装置設置促進補助金交付要綱（令和2年大口町告示第83号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「令和3年3月31日現在で」を「令和3年度に」に改める。

第8条第1項中「2月26日」を「2月28日」に改める。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

様式第1及び様式第3中「氏名」を「氏名」に改め、「㊟」を削る。
(自署)

様式第4及び様式第6中「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。